

鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ（以下「パンフレット等」という。）への広告掲載を適正に行うため、鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(発行部数及び配布時期等)

第2条 要領第3条に規定するパンフレット等の名称、発行部数及び配布予定期間は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県観光パンフレット「山陰 鳥取」

発行部数 10万部

配布予定期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日までの概ね1年間

上記は、最低印刷部数である。上記の発行部数を県がすべて印刷し配布を終えた場合でも、増刷し配布予定期間中は配布を行う。

(2) 鳥取県観光ガイドマップ「山陰 鳥取」

発行部数 15万部

配布予定期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日までの概ね1年間

上記は、最低印刷部数である。上記の発行部数を県がすべて印刷し配布を終えた場合でも、増刷し配布予定期間中は配布を行う。

2 前項のパンフレット等の主な配布対象、配布場所は、次のとおりとする。

(1) 主な配布対象

観光客

(2) 配布場所

ア 県内の主要観光地、主要施設、観光案内所等

イ 県内で開催される全国会議等

ウ 県外で行う観光PRイベント

エ 鳥取県の東京、名古屋及び関西本部、食の都とっとりプラザ（東京アンテナショップ）

オ 県外からの電話問い合わせ等による個人旅行者

(広告の掲載位置等)

第3条 要領第3条及び第5条に規定する広告を掲載する位置及び枠数並びに規格は、次のとおりとする。

	鳥取県観光パンフレット 「山陰 鳥取」 (A4判 30頁)	鳥取県観光ガイドマップ 「山陰 鳥取」 (B2判両面八つ折)
1 広告の位置	A4の下部 1/3×2頁 (29, 30頁目)	B2の下部 1/16×1頁 (裏表紙)
2 広告の規格	縦約 90mm×横約 200mm	縦約 115mm×横約 162mm
3 広告の枠	2枠 (1枠×2ページ)	1枠

2 要領第5条に規定する広告の禁止表現は、次のとおりとし、これらに該当する広告は掲載しない。

(1) 県の情報と誤解する恐れのある表現

例) 県章や県PRキャラクターと類似デザインの使用等

(2) 配色又はデザイン等がパンフレット等との調和を著しく欠くもの

(3) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(募集の内容)

第4条 要領第6条に規定する募集の内容は、次のとおりとする。

(1) 募集対象 広告媒体が有する目的やイメージに合致し、要領及びこの基準の規定に違反しない者が行おうとする広告

例) 「鳥取県への観光客誘致や県特産品の販売促進につながる広告」

「通年の掲載に耐える広告」等

(2) 募集期間 平成22年2月1日(月)から同月22日(月)まで

(3) 申込先 〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県文化観光局観光政策課

電話 0857-26-7237

(応募の方法)

第5条 広告掲載を希望する者は、要領第7条に基づき、申込書に広告の内容がわかるものを添付し、持参又は郵送により、前条の募集期間内に前条の申込先に申し込むこととする。

(その他)

第6条

- (1) 広告原稿は、完全原稿とする。
- (2) 広告を掲載する者は、パンフレット等の版下作成過程において、校正を1回行うこととする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

附 則

- 1 この基準は、平成19年11月19日から施行する。
- 2 この基準改正は、平成21年2月16日から施行する。
- 3 この基準改正は、平成22年1月28日から施行する。